

自然災害時等における対応について【前期課程】

愛媛県立今治東中等教育学校

(令和8年6月1日改定)

1 警報について

- (1) 午前7時の時点又は自宅から登校を開始する時点で、学校所在地（桜井小学校地区）又はそれぞれの居住地区や通学経路に、松山地方气象台による「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」「大雪警報」「津波警報」「レベル3大雨警報」「レベル4土砂災害危険警報」のいずれかが発表されている場合は「自宅待機」とする。ただし、次の点に留意すること。
 - ア 上記の警報が午前10時までに解除された場合は、午後の授業の準備をし、昼食を済ませ、安全に十分配慮の上、5時限目の授業開始時刻の20分前に登校する。
 - イ 上記の警報が午前10時までに解除されない場合は「臨時休業」とし自宅で学習する。
 - ウ 「波浪警報」又は「高潮警報」のみが発表されている場合は、原則登校する。ただし、給食が提供できないため、午前中で授業を終了し下校する。スクールバスは全周1便のみ運行する。
- (2) 公共交通機関（電車・バス・船等）を利用している生徒は、警報の有無にかかわらず、午前10時を過ぎても運行されない場合、自宅で学習する。
- (3) 上記の警報が発表されていなくても、また、警報の解除後であっても、身の安全が確保できないと判断される場合は、登校しなくてよい。この場合、必ず学校に連絡すること。

2 避難情報について

- (1) 学校（桜井小学校地区）もしくは居住地区又は通学経路において、警戒レベル4相当のいずれかの情報が発表されている場合は、登校せず、その指示に従い行動する。
- (2) (1)の避難情報が解除された場合等については、上記1に準ずる。

3 登校後、警報や防災気象情報が発表された場合は、校長が判断し対処する。また、上記1・2に該当しない場合であっても「自宅待機」「臨時休業」を決定する場合がある。その際は、学校ホームページやマチコミメールに掲載する。

4 週休日（土曜日・日曜日・祝日）及び長期休業中における、部活動や各種行事（校外を含む）、模擬試験・各種検定、学習活動の実施に当たっても、上記1～3に準じるものとする。

5 上記により判断し、原則として学校への電話等による問合せはしない。随時、学校ホームページやマチコミメールを確認すること。